平成２４年（フ）第６３１号
大阪府岸和田市宮本町３番18号
債務者　深井　仁一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６０号
大阪府和泉市上町13番地の３
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６９号
大阪府和泉市室堂町96番地の１　サンヒルズ和泉215号
債務者　中村　正美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６７１号
大阪府泉大津市助松団地１番５―104号
債務者　安宅木芳子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
奈良市南紀寺町４丁目94―13、住民票上の住所奈良市四条大路４丁目２番14号
債務者　岡田真由美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
福岡県大牟田市長田町１番地１　ベスタ大牟田305号
債務者　黒田　康子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第９４号
福岡県大牟田市長田町１番地１　ベスタ大牟田305号
債務者　黒田　春奈
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１０２号
福岡県大牟田市平原町247番地７
債務者　古庄　　孝
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡県大牟田市大字三池291番地３
債務者　井上　一博
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第１１９８号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目19番21号ファイブワン幕張本郷201号
債務者　酒樋　友昭
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４０号
千葉県八千代市米本2426番地の14
債務者　石川　和明
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２４３号
千葉市中央区大森町312番地11　レオパレス蘇我第９―104号
債務者　吉田　直義
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２５５号
千葉市中央区大森町189番地４　ドエルフォーラム五番館101号
債務者　佐久間香乃（旧姓團野）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６７号
千葉市若葉区愛生町60番地14　第２スペースメゾン303号
債務者　清水　俊充
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１６５号
名古屋市守山区小幡中３丁目20番２―205号守山住宅
債務者　前田佐和子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２７８号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１　35号棟111号室
債務者　中島　孝訓
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４０号
兵庫県加古川市加古川町本町381番地
債務者　安田　憲正
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部